

函 経 雇

令和8年(2026年)4月8日

報道機関各位

函館市経済部雇用労政課長

函館市と日本政策金融公庫函館支店による連携について

このことについて、函館市と日本政策金融公庫（略称：日本公庫）函館支店は、日本公庫の融資制度「地域活性化・雇用促進資金（地方創生関連）」を活用した連携を開始することといたしました。

また、これに伴い、下記のとおり日本公庫函館支店が市長のもとを訪問し懇談を行いますので、取材・報道方よろしくお願いたします。

記

1 連携内容

日本公庫の融資制度「地域活性化・雇用促進資金（地方創生関連）」は、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う事業者が対象となるものであり、今般、「函館市奨学金返還支援事業」における「若者応援企業」の登録事業者で函館市長の証明を受けた事業者等を制度適用の対象とする連携を開始するものです。

※詳細は、別紙「ニュースリリース」をご確認ください。

[参考] 函館市奨学金返還支援事業ホームページ URL

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2023072100018/>

2 懇談日時等

日 時 令和8年(2026年)4月21日(火) 15時から

場 所 市長会議室

訪問者 株式会社日本政策金融公庫函館支店

中小企業事業統轄 住友 貴志 氏

中小企業事業副統轄（総括担当） 小菅 敦 氏

中小企業事業総括課上席代理 高橋 洋 氏

取材先：雇用労政課長 山村

電 話：0138-21-3338



2026年4月8日
 函館市
 株式会社日本政策金融公庫
 函館支店

函館市と日本公庫函館支店が地方創生に係る融資制度を活用した連携を開始
 ～ 地域の産業を担う若者人材の確保・定着促進に取り組む函館市の事業者を支援 ～

函館市と日本政策金融公庫（略称：日本公庫）函館支店中小企業事業は、日本公庫の融資制度「地域活性化・雇用促進資金（地方創生関連）」を活用した連携を開始します。函館市と日本公庫の間で、本融資制度を活用した連携は初の取組みとなります。

本融資制度は、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う事業者が対象となるもので、今般、「奨学金返還支援事業における若者応援企業」の登録事業者で函館市長の証明を受けた事業者等が、制度適用の対象となります。

函館市の「奨学金返還支援事業」は、大学等在学中に奨学金の貸与を受けた方（支援対象者）が、函館市の登録を受けた企業等（若者応援企業）に就職し、函館市内に居住した場合、函館市が奨学金返還額の1/3（上限額年間12万円）を5年間支援する事業です。

なお、若者応援企業においては函館市の支援額以上の支援を行うことが要件となっており、同支援事業を通じ、若者の就業機会の創出、安定した雇用の維持・定着のほか、市内企業の人手不足解消に繋がることが期待されます。

函館市と日本公庫は、地域の中小企業・小規模事業者の方々の支援を通じ、更なる地方創生の推進に取り組んでまいります。

【制度の概要】

1	ご利用 いただける方	「奨学金返還支援事業における若者応援企業」登録事業者で、函館市長の証明を受けた事業者
2	資金の お使いみち	1に該当する方が、事業を行うために必要な設備資金及び運転資金
3	融資限度額	7億2,000万円
4	ご返済期間	設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）
5	利率（年）	2億7,000万円まで 特別利率① 2億7,000万円超 基準利率
6	担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

※ ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

<お問合わせ先>

函館市 経済部雇用労政課 （担当：山村、山田） TEL：0138-21-3338
 日本公庫 函館支店 中小企業事業（担当：高橋、小菅） TEL：0138-23-7175